

資料

平成30年3月1日開催

第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

- | | | | |
|--------|---|-------|-------|
| 議案第 1号 | 美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について | ----- | 1～ 9 |
| 議案第 2号 | 町税の減免に関する条例の一部改正について | ----- | 10～12 |
| 議案第 3号 | 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
について | ----- | 13～14 |
| 議案第 4号 | 美瑛町立学校設置条例の一部改正について | ----- | 15～16 |

○専決処分

- | | | | |
|--------|--------------------|-------|----|
| 議案第 6号 | 専決処分について（訴訟の提起の変更） | ----- | 17 |
|--------|--------------------|-------|----|

○町道路線の認定

- | | | | |
|--------|-------------|-------|----|
| 議案第32号 | 町道路線の認定について | ----- | 18 |
|--------|-------------|-------|----|

美瑛町個人情報保護条例及び美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報 情報の提供に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正に伴い、適切な個人情報保護対策を実施するため、条例の一部を改正する。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の改正に伴い、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携に関する規定を整備するため、あわせて条例の一部を改正する。

2 改正の概要

（1）第1条関係（美瑛町個人情報保護条例の一部改正）

- ①個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、指紋・顔認識データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されたため、これら個人情報の定義を改める。
- ②個人情報保護法の改正に伴い、「番号法」を「番号利用法」に改める。
- ③番号利用法の改正に伴い、条にずれが生じたため、条文の整備を行う。

（2）第2条関係（美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正）

- ①個人情報保護法の改正に伴い、「番号法」を「番号利用法」に改める。
- ②番号利用法の改正に伴い、号にずれが生じたため、条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

新	旧
<p>第1条 【略】 第2条 【略】 (1) 【略】 (2) 個人情報 生存する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <hr/> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p>	<p>第1条 【略】 第2条 【略】 (1) 【略】 (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）に記録されるもの又は記録されたものをいう。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

新	旧
<p>(4) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、情報（美瑛町情報公開条例（平成15年美瑛町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する情報をいう。）に記録されているものに限る。</p> <p>(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ア～イ 【略】</p> <p>第3条～第14条 【略】 第15条 【略】</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>(3) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、情報（美瑛町情報公開条例（平成15年美瑛町条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する情報をいう。）に記録されているものに限る。</p> <p>(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。 ア～イ 【略】</p> <p>第3条～第14条 【略】 第15条 【略】</p> <p>(1)～(3) 【略】</p>

○美瑛町個人情報保護条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>ア <u>法令等の規定により又は慣行として開示請求者（法定代理人（保有特定個人情報の開示請求にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示請求の場合にあつては本人）が知ることができ、又は知ることが予定されているもの</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるもの</u></p> <p>ウ <u>公務員等（行政機関個人情報保護法第14条第2号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>第16条 【略】</p> <p>2 <u>開示請求に係る保有個人情報に前条第4号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>第17条～第20条 【略】</p> <p>第20条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p>	<p>第16条 【略】</p> <p>第17条～第20条 【略】</p> <p>第20条の2 この章において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 【略】</p>

新	旧
<p>(2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号利用法</u>」という。）第2条第6項に規定する本人をいう。</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>番号利用法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 情報提供等記録 <u>番号利用法</u>第23条第1項及び第2項（これらの規定を<u>番号利用法</u>第26条において準用する場合を含む。第27条第6項において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、<u>図画若しくは電磁的記録</u> <u>に</u> 記録されているものに限る。）をいう。</p>	<p>(2) 本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第2条第6項に規定する本人をいう。</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>番号法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 情報提供等記録 <u>番号法</u>第23条第1項及び第2項に規定する記録 <u>に</u> 記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの（文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>に記録されているものに限る。）をいう。</p>
<p>第20条の3 【略】</p>	<p>第20条の3 【略】</p>
<p>第20条の4 実施機関は、第7条の規定にかかわらず、<u>番号利用法</u>第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>	<p>第20条の4 実施機関は、第7条の規定にかかわらず、<u>番号法</u>第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</p>
<p>第20条の5～第20条の7 【略】</p>	<p>第20条の5～第20条の7 【略】</p>
<p>第20条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号</p>	<p>第20条の8 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第19条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号</p>

新	旧
<p>利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第20条の9 【略】</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～ウ 【略】 エ 番号利用法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 オ 番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第21条～第28条 【略】</p> <p>第29条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第10条第2項 〃に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は第22条の2第1項の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部</p>	<p>法 第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者 〃（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>第20条の9 【略】</p> <p>(1) 次のアからオまでのいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去 ア～ウ 【略】 エ 番号法 第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。 オ 番号法 第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法 第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第21条～第28条 【略】</p> <p>第29条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者 〃が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部</p>

○美瑛町個人情報保護条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 2～4 【略】 第30条 【略】</p>	<p>を修復し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 2～4 【略】 第30条 【略】</p>

○美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号利用法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>番号利用法</u>第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「<u>番号法</u>」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び<u>番号法</u>第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条</p> <p>(1) 個人情報 <u>番号利用法</u>第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 個人番号 <u>番号利用法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>番号利用法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 <u>番号利用法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム <u>番号利用法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>	<p>第2条</p> <p>(1) 個人情報 <u>番号法</u>第2条第3項に規定する個人情報をいう。</p> <p>(2) 個人番号 <u>番号法</u>第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>番号法</u>第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 <u>番号法</u>第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム <u>番号法</u>第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p>
<p>第3条 【略】</p>	<p>第3条 【略】</p>
<p>第4条 <u>番号利用法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>番号利用法</u>別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>	<p>第4条 <u>番号法</u>第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町長又は教育委員会が行う<u>番号法</u>別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p>
<p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事</p>	<p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事</p>

新	旧
<p>務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号利用法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>番号利用法</u>別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号利用法</u>の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>番号利用法</u>附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>	<p>務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u> の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>番号法</u> 別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、<u>番号法</u> の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 【略】</p> <p>第5条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、<u>番号法</u> 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p>

町税の減免に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号）が平成30年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

「農業災害補償法」の題名が「農業保険法」に改められることに伴い、条文の整備を行うもの。

(第4条第2項)

3 施行期日

平成30年4月1日

○町税の減免に関する条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (町民税の減免)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 農業災害により受けた農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から<u>農業保険法</u>(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき<u>共済金又は保険金の額</u>(同法附則第7条に規定する農作物共済の共済関係に係る共済金の額を含む。))を控除した額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は同法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))がある場合には、当該金額を含む。)が600万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が240万円を超えるものを除く。))に対しては、農業所得に係る町民税の所得割の額(当該年度分の町民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。</p> <p>表 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (町民税の減免)</p> <p>第4条 【略】</p> <p>2 農業災害により受けた農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から<u>農業災害補償法</u>(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき<u>農作物共済金額</u> <u>を控除した額</u>)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))又は同法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額(同法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))がある場合には、当該金額を含む。)が600万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が240万円を超えるものを除く。))に対しては、農業所得に係る町民税の所得割の額(当該年度分の町民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について次の区分により軽減し、又は免除する。</p> <p>表 【略】</p>

○町税の減免に関する条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
第5条～第19条 【略】 附則 【略】	第5条～第19条 【略】 附則 【略】

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）の施行に伴い、条項ずれが生じたため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

第14条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

○美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第13条 【略】 第14条 【略】 (1) 【略】 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 【略】 2 【略】 第15条～第51条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第13条 【略】 第14条 【略】 (1) 【略】 (2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項 (3)～(4) 【略】 2 【略】 第15条～第51条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町立学校設置条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

平成29年3月をもって閉校となった旧明徳中学校の施設に関して、併置校である明徳小学校にて使用することとなったため、学校教育法施行令第25条第1号の規定に基づき、北海道教育委員会へ学校廃止届を提出することに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

別表第2中「美瑛町立明徳中学校」を削除するもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。

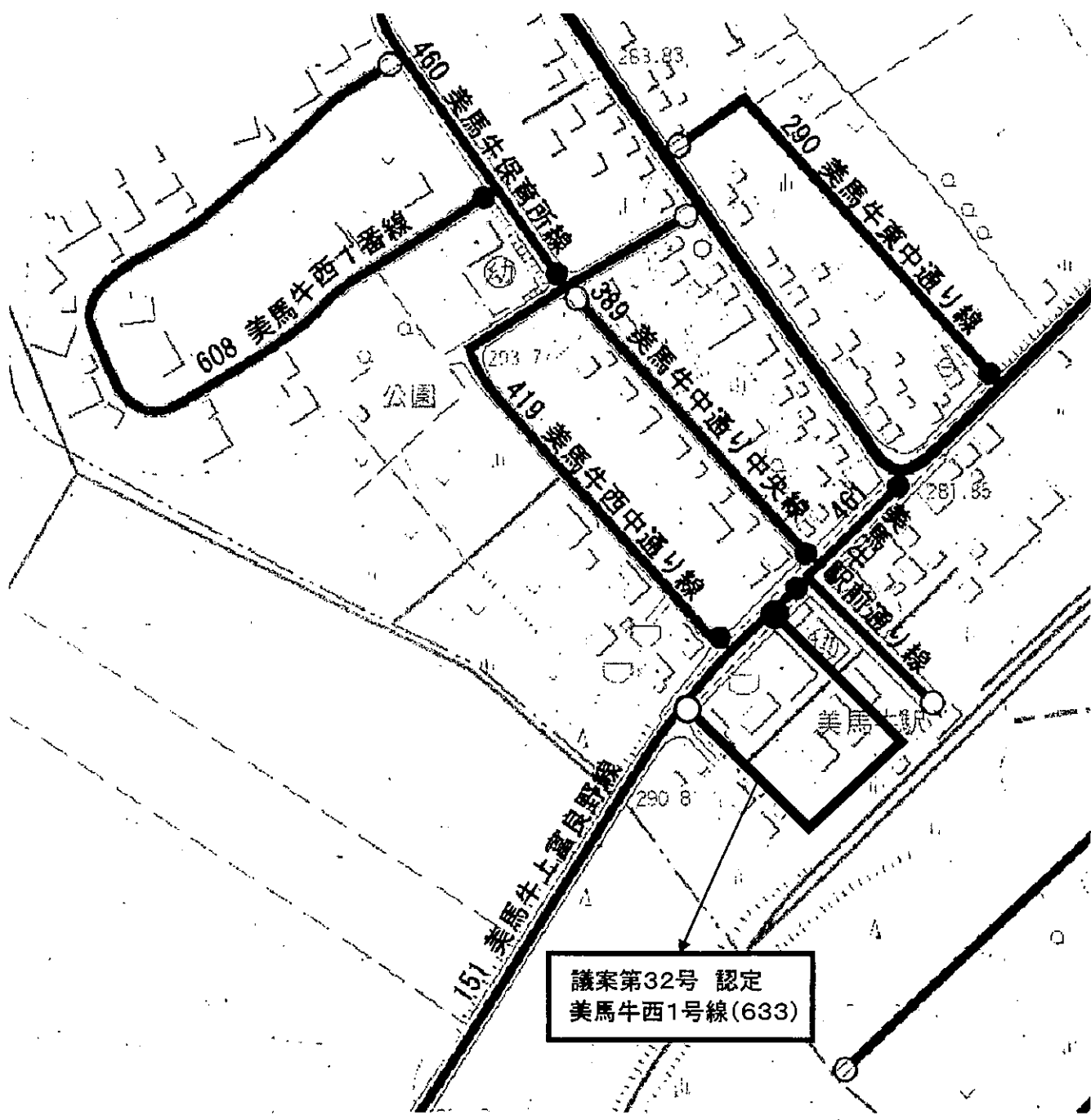
○美瑛町立学校設置条例 新旧対照表

平成30年3月1日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧														
<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>別表第1（第2条関係） 【略】</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中学校の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立美瑛中学校</td> <td>美瑛町字美瑛原野4線</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛中学校</td> <td>美瑛町美馬牛北3丁目7番1号</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	美瑛町立美瑛中学校	美瑛町字美瑛原野4線	美瑛町立美馬牛中学校	美瑛町美馬牛北3丁目7番1号	<p>第1条～第3条 【略】</p> <p>別表第1（第2条関係） 【略】</p> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中学校の名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美瑛町立美瑛中学校</td> <td>美瑛町字美瑛原野4線</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立美馬牛中学校</td> <td>美瑛町美馬牛北3丁目7番1号</td> </tr> <tr> <td>美瑛町立明德中学校</td> <td>美瑛町字朗根内町内</td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	美瑛町立美瑛中学校	美瑛町字美瑛原野4線	美瑛町立美馬牛中学校	美瑛町美馬牛北3丁目7番1号	美瑛町立明德中学校	美瑛町字朗根内町内
中学校の名称	位置														
美瑛町立美瑛中学校	美瑛町字美瑛原野4線														
美瑛町立美馬牛中学校	美瑛町美馬牛北3丁目7番1号														
中学校の名称	位置														
美瑛町立美瑛中学校	美瑛町字美瑛原野4線														
美瑛町立美馬牛中学校	美瑛町美馬牛北3丁目7番1号														
美瑛町立明德中学校	美瑛町字朗根内町内														

新	旧
<p>1 【略】</p> <p>2 請求の趣旨</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 被告は、原告に対し、別紙物件目録1別紙図にあるアンテナ、浄化槽、排水管(36.4m)、給水管(15.2m)を撤去せよ。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>3 請求の原因</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 被告は、何らの権原なく別紙物件目録1別紙図のアンテナ、浄化槽、排水管、給水管を設置し、別紙物件目録1別紙図の各土地部分をそれぞれ占有している。</p> <p>(4) よって、原告は、被告に対し、所有権にもとづき、物件目録記載2の建物の収去及び別紙物件目録1別紙図のアンテナ等の撤去を求めるとともに、本件土地の明け渡しを求める。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>物件目録・訴状 【略】</p>	<p>1 【略】</p> <p>2 請求の趣旨</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 被告は、原告に対し、別紙物件目録1別紙図にあるホームタンク、アンテナ、庭石、浄化槽、排水管(36.4m)、給水管(15.2m)を撤去せよ。</p> <p>(3) 【略】</p> <p>3 請求の原因</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>(3) 被告は、何らの権原なく別紙物件目録1別紙図のホームタンク、アンテナ、浄化槽、排水管、給水管を設置し、また、庭石を置き、別紙物件目録1別紙図の各土地部分をそれぞれ占有している。</p> <p>(4) よって、原告は、被告に対し、所有権にもとづき、物件目録記載2の建物の収去及び別紙物件目録1別紙図のホームタンク等の撤去を求めるとともに、本件土地の明け渡しを求める。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>物件目録・訴状 【略】</p>

町道の認定箇所図



議案第32号 認定
美馬牛西1号線(633)